東九州地域の歴史地理性と幕藩体制

-- 譜代大名と天領の配置を中心として -

(—)

大きく四つの時期を設定することができる。 九州地方における近世大名領国の成立史に目を向ける時、そこには

とである。
とである。

ろう。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

大名の配置が完了する時期である。

後 藤 重 巳

置が、ほぼ固定化された時期となる。天領の拡大設定などが展開され、九州地域でも、全域的に近世大名配出、配封された豊臣系大名の取捨転封や新規の徳川系大名の創出の関ケ原の戦いを契期とする慶長五年をはさむ第三期は、第二期に創

それまでの第一・二・三期とはやや性格を異にするものと考えてよか的に改封・移転が行なわれたもので、従って、この時期は大局的には、内、各大名家の内部事情や、徳川氏の大名政策によって部分的・分散第四期は、第二期・第三期の配置政策を経て、固定化された大名の

続けるところであった。 幕藩体制を支える最大主要な政策として終始、江戸幕府が重点を置き了する九州地域の近世大名配置政策も、その後の二世紀半を通して、この様に、十六世紀の八十年代に始まり、十七世紀初頭をもって完

ゆる「格式」として、例えば江戸城中における「詰所」の順席として疎の関係ばかりでなく、石高に基ずく身分規制も強く、それらはいわあった。このうち、身分制度は、単に徳川氏との歴史的・血縁的な親制策であり、その身分制度を原点とする巧妙な大名の交錯配置政策でには、親藩・譜代・外様という侵すべからざる身分制度による大名統身分の確定と有効な配置とに常に最大の留意を払った。それは具体的身分の確定と有効な配置とに常に最大の留意を払った。それは具体的

この外、様々な対策をも含めても厳守されるべきものであった。

の「九国」に因むものである。 薩摩・日向及び壱岐・対馬二島を加えた。旧称いわゆる「九国二島」如く、九州の名称は、豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・大隅・如く、九州の名称は、豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・大隅・なここにいう東九州地域とは、旧豊前国及び豊後国域を指す。周知のここの外、様々な対策をも含めて、江戸幕府による全国大名配置に際この外、様々な対策をも含めて、江戸幕府による全国大名配置に際

玄関的立地に当り、九州諸国を主体にみれば、東端の屛風状地に相当れを中央的にみれば、瀬戸内海の西端を介して西海道 (九州)の前面、海の三道と九州諸国とを分断する地理的位置を占めている。つまりこ北に隣接して位置しており、日向国の北部とともに、山陽・山陰・南このうち、豊前・豊後の二国は、ほぼ南北に長い九州の東端に、南

内蔵している。を史上の各時代を通して、検討さるべき特異な問題をえられており、歴史上の各時代を通して、検討さるべき特異な問題を諸相にも九州の他地域に比した場合、古くから著しい特質をものと考えうした、いわば接触的・媒介的な東九州の地理的条件は、文化の

かれたのかについて、若干の検討を加えてみようとするものである。制という枠の中で、いかに認識され、いかなる政治的施策のもとに置この小稿では、こうした地理的条件下にある東九州地域が、幕藩体

(二)

れも十万石に満たない中小藩であった。石、筑前福岡藩の五十二万石などの超大藩を例外とすれば、他はいずが、各藩の規模は、薩摩の七十七万石を筆頭に、肥後熊本の五十四万が、各藩の規模は、薩摩の七十七万石を筆頭に、肥後熊本の五十四万近世期を通じて、九州全域に展開した藩は、およそ三十藩を教える

豊前中津の奥平氏日向延岡の内藤氏をあげうるに過ぎない。豊前中津の奥平氏日向延岡の内藤氏をあげうるに過ぎない。たが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これら諸大名の身分的格式の分布であろう。なかったが、留意すべきは、これに対していた。

であることに注目しなければなるまい。

「大名の分布は、意外に稀薄う数から考える時、九州地域における譜代大名の分布は、意外に稀薄り、譜代は一四五家、その内訳は、城主八十五家・無城主六十家といれ、三十七パーセントという数字が明らかにされており、その利藩・譜代・外様の占める比率は、それぞれ九パーセント、五十四パ親藩・譜代・外様の占める比率は、それぞれ九パーセント、五十四パにあることに注目しなければなるまい。

ており、例外とは考えられない。(後述)の所領の四十パーセント強を飛地として豊前・豊後の国境域に領有し点であろう。この内、深溝松平氏は、城附地を肥前島原とするが、そ九州地域を独占的に、しかも隣接分布の状態で配置されているというそして、更に問題とされる点は、これらの数少ない譜代大名が、東

は、一応例外として度外視する。ものであり、これは、先に述べた第四期大名の特殊な例としてここでものであり、これは、先に述べた第四期大名の特殊な例としてここで肥前唐津の小笠氏は、文化十四年に水野氏のあとを受けて入封した

呈しているのである。の全てが、東九州地域に展開するという極めて注目すべき配置状態をこの様に概観して来ると、九州地域における譜代大名の配置は、そ

豊後二郡(国東・速見)拝領、寛永九年の細川氏の肥後熊本転封にともな下正末期における黒田氏の豊前入封、慶長期の細川氏の豊前一国・

いう歴史地理的な広がりの中から検討する必要のあることを前提とし 論じる場合には、少くとも、 る在地との対応関係の事例としてとり上げて、一藩に限って論じた。 属する豊後岡藩の成立期における問題点を、特に在地土豪を中心とす の課題を提起する上で、 府内松平氏の入封の問題とともに、 もなって、当地方での天領の設定や、譜代松平氏所領の成立は、 う細川旧領への小笠原氏の入封、そしてこの小笠原氏の一部退転にと しかし、それは、 私は先に、「藩政成立期の二・三の問題」と題して、この東九州域に 幕藩体制の成立という問題を、 極めて重要な問題と考えなければなるまい。 その舞台をやや拡大して、東九州地域と 東九州地域のもつ歴史地理的評価 総合的に、巨視的に 豊後

では、そのための布石としての問題点をまず整理しておくことにする。東九州諸地域の問題として検討してみたいと思っている。以下、本稿のであり、予定としている次稿では、先稿で展開した論点を拡大的に従って、この小稿は、先稿の目的としたものと表裏の関係をなすも

ての小稿であった。

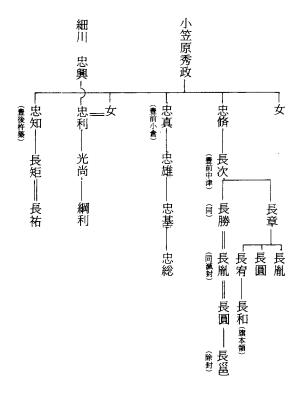
(三)

されることになった。細川氏が、肥後熊本に転封になるとその跡に小笠原秀政の諸子が配置細川氏が、肥後熊本に転封になるとその跡に小笠原秀政の諸子が配置寛永九年十月、豊前一国及び豊後国国東・速見の二郡を領していた

小笠原秀政 -千代姫 萬 忠 忠 直 脩 知 姫 (松平重忠養子)豊前竜王(のち豊後高田) (壱 細 贫石 (松平至鎮室) 川忠利室 近大夫 岐 守 守 豊前小倉 (一五万石 豊後杵築 長次(信濃守) (三万五〇〇〇石) 豊前中津

細川氏・小笠原氏・能見松平との婚姻関係を図示すると次の如くで

ある。



右図の如く、右近大夫忠真が小倉 (+五万石)、信濃守長次が中津 (八右図の如く、右近大夫忠真が小倉 (+五万石)、信濃守長次が中津 (八石の)に配封された。重直が養子に入った松平家は「能見松平家」であり、その子英親の時叔父忠直のあとをうけて豊後杵築に入って松平杵等藩が成立する (後述)。

あったらしい。すなわち、その目的とは

石を豊前小倉に与えられたのである。

「大田の十万石で転封となり、寛永九年に更に五万石の加増の計十五万が、倉に入封した三男忠真は、元和三年信濃から播州明石に、二万石がの役で戦死した人物であり、その娘千代姫が細川忠利の妻であった。坂は、慶長十八年、信州松本に八万石を与えられて入封し、元和の大というものであり、極めて重要な意味を持っている。忠真らの父・秀というものであり、極めて重要な意味を持っている。忠真らの父・秀

津に二万石加増、計八万石で入封したのであった。元和三年、播摩国竜野に六万石で封を受け、寛永九年に至って豊前中たため、その長男・長次は、叔父に当たる忠真に養育されていたが、秀政の二男、忠脩は、元和元年の大坂の役で父秀政とともに戦死し

豊後国杵築に入封した忠知の場合はどうであったか。

・世子に入った人物であり、寛永三年、養父重忠の遺領の内、出羽国上の子に入った人物であり、寛永三年、養父重忠の遺領の内、出羽国上の年の生まれ、二代将軍秀忠の命によって、能見松平氏の松平重忠の養忠真・長次らとともに、同時に豊前竜王を与えられた重直は慶長六忠真・長次らとともに、同時に豊前竜王を与えられた重直は慶長六忠真・長次らとともに、同時に豊前竜王を与えられた重直は慶長六忠真に

た。とともに、豊後国国東部、速見郡の内に四万石を与えられたのであっ九年四月には秦者番及び大番頭を兼務させられ、同年秋には、忠真ら九年四月には秦者番及び大番頭を兼務させられ、同年秋には、寛永十九年、信濃国井上、川中島に五千石を与えられたのを契機に、寛永二の忠知は、秀政の四男で、慶長四年、下総古河に生まれた。慶長

忠知は、その後の正保二年、三河国渥美・八名・宝飯の三部のうち

ここに、能見松平氏による杵築藩が成立するのである。竜王に入封していた兄弟重直の養子、つまり甥に当たる英親が入封しに、前封に加増五千石で移封になった。彼の転封の跡には、先に豊前

のが常であり、その統制策のもとでは、大名勢力の分散化が企られ一一族大名といえども、幕政方針への違反には熾烈な制肘が加えられるいる大名配置はやや異状な形態をもつものといえるのであるまいか。江戸幕府草創期の最も基本的な施政方針は、大名統政策にあり、織江戸幕府草創期の最も基本的な施政方針は、大名統政策にあり、織について概述してきたが、この豊前一国及び豊後二郡(国東・速見)にお以上、細川氏の遺領が、小笠原秀政の諸子によって分割される経過以上、細川氏の遺領が、小笠原秀政の諸子によって分割される経過

めて特異な形態であるとみなければなるまい。 この点、細川遺領における小笠原秀政の遺子・孫の集中配封は、極族大名の集中化は忌諱されるのが原理であった。

ものに外なるまい。州の地域が、戦略的に極めて重要な地域と目されていたことを証する境域に「豊州御領」と呼ばれる飛地を与えられる問題とともに、東九いては、残る九州内の徳川一門、島原深溝松平氏が、豊前・豊後の国いては、残る九州内の徳川一門、島原深溝松平氏が、豊前・豊後の国いて例の少ない譜代松平氏が、豊後杵築・府内に入封定着する問題、ひての問題は、のちの宇佐郡における天領の創出や、九州地域におい

で家臣とす―下略―。 宣永九年十月、小笠原忠知が、豊後杵築を与えられるに際して、 寛永九年十月、小笠原忠知が、豊後株築を与えられるに際して、 寛永九年十月、小笠原忠知が、豊後杵築を与えられるに際して、 寛永九年十月、小笠原忠知が、豊後杵築を与えられるに際して、

との記事は、あながち誇大な表現ではないものと表われる。

な政策を、「譜代、天領体制」と仮称することにしよう。 この様な、徳川一門の集中配置と、これから述べる天領との交錯的

(四)

三河吉田への移封にともなって、その跡の杵築に転封し、松平杵築藩 氏の豊前進出のための橋頭堡的な地域として重要視されていた。 して目立たない地域であった。しかし、中世以降、この地域は、 俗に「安心院盆地」と呼ばれる盆地の中央部に立地し、表面的にはさ 国内の小倉や中津地域に比較すれば、国内としてはやや内陸部に属し が家督を継ぎ、正保二年、先に豊後杵築に入封していた小笠原忠知の ては明らかではないが、寛永十九年、重直の死去にともない嫡子英親 り問題で罪を得たらしく、寛永十一年に府内を除封断絶させられた。 の竹中氏は、その後、豊後杵築を経て同国府内に入った豊臣系の大名 して重要視された拠点であり、大友氏没後は、竹中氏が入封した。こ かではない。豊後高田も、大友氏の豊後北方に対する防衛の最前線と に移ったともいわれるが、その辺りの経緯については、史料的に明ら 松平重直が、竜王と豊後高田との間を、どの様に移動したかについ 重直は、この竜王に入封ののち、間もなく周防灘に面した豊後高田 寛永九年に小笠原重直(能見松平重直)に与えられた豊前竜王は、豊前 大友

更に豊後杵築への移封にともなって、その跡地が収公されて天領とない。それにしても、更に注意を要する点は、この重直・英親の、高田本的にからむものと推察されるが、それを確証し得る史料は存在しな前代に当地方を領していた細川氏との婚姻関係に因由する問題が、基前竜王から、豊後高田を経て豊後杵築に移動して行く経緯には、そのこの様に、小笠原氏に出自を持つ松平重直及びその嫡子英親が、豊

の始祖となるのである。

るという問題である。に本拠を置く徳川一門の譜代・深溝松平氏の所領(飛地)に組み込まれに本拠を置く徳川一門の譜代・深溝松平氏の所領(飛地)に組み込まれり、一時的に英親の預り地となったのち、寛文期に至って、肥前島原

国東郡の一万四○○○石余の飛地が含まれていた。石であったが、その内に、豊前国宇佐郡の一万三○○○石余、豊後国って、丹波福知山から入封したもので、その朱印高は、六万五九○○肥前深溝松平氏は、松平忠房が寛文八年、高力隆長の除封にともな

かが知られよう。に及ぶものであり、飛地領の占める比重がいかに大きいものであったは及ぶものであり、飛地領の占める比重がいかに大きいものであった城附地に対するこの飛地領の占める比率は、実に四十一パーセント

を総括する高田役所が設けられ、長洲組長洲村には、長洲港が営なま厳組・橋津組・長洲組・田染組・高田組で、高田組の芝崎村に飛地領重直に与えられた領域に外ならない。この九十九村を含む五組とは山いた。この領域は、そのごく一部の地域を除けばほぼ寛永九年に松平の安心院盆地を含め、中流の院内谷から、下流の東岸一帯に広がってとの国境域に展開する地域で、豊前宇佐平野を貫流する駅館川の上流国側に二組、計五組九十九ケ村に及んだ。この五組とは、豊前と豊後国原領飛地は、俗に「豊州御領」と呼ばれ、豊前国側に三組、豊後

れていた。

の点では該当大名にとっては甚だ不利な領国支配の条件下にあった。は、社会経済面を中心に、様々な難問題を持つことは必至であり、こ歴史的、地理的に異質な地域を、飛地として領有する場合、そこに

ある。

つ注目しなければならない問題点がある。それは天領 (御料) の設定で

になる。

四万石に減封された中津領は、長圓を経て正徳三年、

その子長邕に

さて、東九州地域におけるこうした譜代大名領の創出と並び、今一的條件を考える場合、この楔役を目的とするものではあるまいか。衛を目的のもとに、特定大名の飛地を楔として打ち込む方策も考えら第二には勢力の分散策などが予測されようが、これらに加えて拠点防第二時期大名領において、この飛地が発生する場合には、様々な原因が近世期大名領において、この飛地が発生する場合には、様々な原因が

天領となった。

天領となった。

、出門の一方石の世襲が認められ、その他は収公されてなった。しかし「先祖の勲功をおぼしめされ」て、完全除封は免がれ、かいの跡を長勝が継ぎ、これを更に長胤が世襲したが元禄十一年七月、長地した小笠原長次領には、その後大きな変化を生じた。すなわち長次地は、小笠原氏の分割支配の時期に入るが、このうちほぼ中央部に立域は、小笠原氏の分割支配の時期に入るが、このうちほぼ中央部に立

以下、その点についてみていこう。

(五)

なした。 九州征討を期に始まり、それは日田を中心とする近世期天領の母胎を・九州地域における天領(蔵入地)の創出は、天正十五年の秀吉による・

寛文九年、深溝松平氏の肥前島原領飛地となったから、この地域にお公されて天領となった。しかし、この天領域は英親の預り期を経て、高田から松平英親が入封し、高田及び豊前竜王地区が無主となり、収先述した如く、正保二年、杵築の小笠原忠知の転封によって、豊後

ける天領は、一応解消したことになる。

ど一部を残す)たために、中津領は、城下より東部の地をほぼ失ったことどで構成されていたが、半減後は宇佐郡の殆んどを収公され(敷田組な公されて天領となった。八万石時代の中津領は、下毛郡一円の三万二長胤の八万石の所領のうち、四万石は長圓に認められ、他はすべて収の中津小笠原長胤の失政に基づく減封処分に契機がある。すなわち、の中津小笠原長胤の失政に基づく減封処分に契機がある。すなわち、の中津小笠原長胤の失政に基づく減対処分に契機がある。すなわち、の中津小笠原長胤の失政に基づく減対処分に契機がある。すなわち、の世市出張所(陣屋)が開設されるのは、先にも触れた如く、元禄十一年日市出張所(陣屋)が開設されるのは、先にも触れた如く、元禄十一年日市出張所(陣屋)が開設されるのは、先にも触れた如く、元禄十一年日市出張所(陣屋)が開設されるのは、大規模な天領が生まれ、日田代官(郡代)の豊前四

これので、このは香の成才、色色の過程で、長気が近によるほどの小笠原中津藩は解体したのである。氏の四万石は、無継子を理由に収公されることになり、寛永九年以後加えて翌四年九月、彼は僅か七才にして幼死した。当然ながら小笠原世襲されたが、この長邕は幼少であったために、家中に内訌を生じ、世襲されたが、この長邕は幼少であったために、家中に内訌を生じ、

ておく必要がある。子廃絶はとも角として、長胤の減封問題については、若干注意を向け子廃絶はとも角として、長胤の減封・廃絶の過程で、長邕幼逝による無継ところで、この中津藩の減封・廃絶の過程で、長邕幼逝による無継

るという整備されたものであった。

・御勘定場・台所の外に、屋敷地内には手代の居宅四棟が設けられり、南北四十間の垣内に、御長屋・御仲間部屋・御侍部屋・御座、空に、南北四十間の垣内に、御長屋・御仲間部屋・御人の四日市陣屋の翌元禄十二年六月、豊前四日市に天領執務機関としての四日市陣屋の選やい即応的にして、かつ恒久的な対策であった。すなわち、幕府はばやい即応的にして、かつ恒久的な対策であった。すなわち、幕府はばやい即応的にして、かつ恒久的な対策であった。

るとともに、日田代官所に集中していた所管事務のうち、豊前及び豊いうことは、宇佐郡を中心とする豊前海岸部の天領を恒久的に管理すこうした施設を小笠原氏の減封直後、しかも短期間に完成させたと

考えて良かろう。 後東北地域における部門を専管させることにその意図があったものと

次に府内藩の場合をみよう。

ら日根野吉明が入封した。 豊後府内は、中世期を通して大友氏の拠点となった重要な地域であ 豊後府内は、中世期を通して大友氏の拠点となった重要な地域であ という、めまぐるしく藩主の交替がくり返された。竹中氏の代にな るという、めまぐるしく藩主の交替がくり返された。竹中氏の代にな るという、めまぐるしく藩主の交替がくり返された。竹中氏の代にな で、文禄二年の大友氏除国にともない、まず早川氏が入封、その後 豊後府内は、中世期を通して大友氏の拠点となった重要な地域であ

ために廃絶、その跡に大給松平忠昭が入った。根野氏は、正保・慶安・承応期を経た明暦二年、吉明に継子が無かっ妹にあたり、吉明・忠昭は叔父・甥の関係であった。府内に入った日はた。府内に入封した日根野吉明の妻は、この松平忠昭の父、成重のした。府内に入封した日根野吉明の妻は、この松平忠昭の父、成重のこの年、同国速見郡亀川に、大給松平氏の忠昭が丹波亀川から入封

給松平氏忠昭

る。

さて、ここで問題とされるのは、大給松平忠昭の最初の入封地であ特に成重の継室は、家康か義弟・松平康之の娘という関係にあった。祖父・一正、及び父・成重の三代の時期に急速に成長したものらしい。に系譜を引く徳川一門大名として家康に近侍し、忠昭の曽祖父・近正、前に簡単に触れた大給松平氏は、家康の四代の祖、長親の兄、乗之

の細川氏領の一部であった。 長六年に木下氏が入封しており、忠昭に与えられた亀川は、速見郡内国東郡・速見郡の二郡に亘っていたが、うち速見郡日出地方には、慶べたところである。旧細川領は、豊前一国を主体に、豊後国内では、遺領は全て小笠原氏一族に分割された事については、すでに詳しく述これより二年前の寛永九年、細川氏の肥後転封にともなって、その

この松平忠昭の亀川入封と日根野氏の府内入封とは、同じ寛永十一緒月上午で「話」と「ア

東九州各地域に配封された翌々年のことである。年のことであり、それは、細川氏が肥後転封になり、小笠原氏一族が

さて、この万治元年の大給松平氏の府内藩の成立時点における、東た大分郡高松地方も天領となり、天領高松役所が成立する。の地域一帯が天領に組み込まれ、また彼が府内に入封直前まで領有し年に府内に入封した。この時点で、旧亀川は忠昭の封土外となり、こ域を動いたのち、日根野氏が府内を除封された明暦二年の翌々万治元忠昭は、亀川在封一年で、大分郡中津留・高松など、府内藩外周地

英親) ――→豊後日出 (木下氏) ――→豊後速見亀川 (天領) ――→豊後府内 (大後高田 (天領=松平英親預り=寛文九年島原松平氏飛地) ――→豊後杵築 (松平豊前小倉藩 (小笠原忠直) ――→豊前中津藩 (小笠原忠脩) ――→豊前宇佐豊

九州海岸部の諸藩の分布状態を俯瞰すると、次の図式の如くである。

あった。 大名による預り地として所管されるという、極めて特殊な政治状態に平氏一族の譜代大名によって占有され、その間隙は、天領もしくは譜代北端の国東郡、更に、速見・大分二郡に亘る海岸線は、小笠原一族、松は、北は小倉を最北端とする豊前北部から、中津・宇佐地域・豊後東右の図式で示される様に、十七世紀中葉、すなわち万治・寛文期に

しつかえあるまい。が入り込みはするものの、それらは、大局的には一応度外視してもさが入り込みはするものの、それらは、大局的には一応度外視してもさ木下氏の日出藩及び、内陸部に配封された玖珠郡森の久留島氏の所領この間にわずか、豊後日出地区に慶長六年入封の豊臣系外様大名・

段階として、慶長六年があった。この文禄・慶長期に豊後の諸地域にの彩り替えは、本稿の昌頭にも述べた如く文禄三年を契期とし、第二周知される様に、旧大友氏の本拠としての豊後における、政治地図

てみよう。

が世襲して、江戸期を終えたのである。 稻葉氏 (臼杵)、中部の久留島氏 (森)、東部の木下氏 (日出) の五氏のみ 転封された近世大名のうち西部の中川氏 岡)、 南部の毛利氏 (佐伯)•

体何なのか。 における文禄・ 豊後府内及び、より東九州的な豊後国東郡、豊前宇佐郡とその以北 以下、本稿の目的とする問題について更に焦点をしぼっ 慶長期以降のはげしい大名配置転換のもつ意味は、一

(六)

天領体制」は、一応の完成期を迎えたものと考えてよかろう。 豊後府内以北、豊前一国を北限とする海岸部における、いわば「譜代・ 寛文九年、島原深溝松平氏の豊州御領と呼ばれる飛地の成立によって、

はあるが、注目すべき変革期を迎えるからに外ならない。従ってここ では仮りに寛文期を限って第一期と呼んでおこう。 これを一応の完成期と名付けたのは、その後に今一度、部分的にで

年に至る二〇年間で、いわばその完成期である。 右の第一期に対して、第二期に相当するのは、元禄末期から享保一

津藩の成立をめぐる問題となる。 これは、具体的には、中津小笠原藩の解体・天領の創出・奥平氏

区や、下毛郡内の地計五〇〇〇石を知行地として与えて旗本に列した る四万石は天領となった。この折、 政によって四万石に減封、これを弟・長円が継ぐことを認められ、 更に長勝の養子、長胤に継がれたが、 が、このいわゆる「時枝領」は幕末まで存続した。 九年、中津に入封した小笠原忠次 (八万石) は、これを養子長勝に世襲 既に前にも、豊前地方における天領の創出の項で触れた様に、寛永 幕府は末弟・長宥に郡内の時枝地 長胤時代の元禄十一年、その失 残

四

万石を受けた長円は、これを長邕が継いだが、彼は享保元年に幼

死したために小笠原氏は中津を廃絶されることになった。 ってその所管となり、宝永・正徳期を経た。 先の長胤の収公地四万石は、翌十二年に四日市陣屋の開設にともなく

ここに奥平氏による中津藩が成立した。 を勤めたが、翌享保二年、幕府は丹後国宮津から奥平昌成を転封させ 享保元年、長邕の死にともなって中津藩は、 豊後岡の中川氏が城番

徳川氏に従った。信昌の時代に彼が家康の姫、 禄年間以降、武田氏や家康の間を転々としていたが、天正元年以降は 奥平氏は、鎌倉時代の初期、 徳川氏の譜代となり、 殊に信任が厚くなった。 赤松則景から分立した家系を持ち、 亀姫を妻とした関係か 永

る。 は昌成が円後宮津に転封、更に享保二年の中津入封となったものであ 関ケ原役で大功を上げて美濃国加納に十万石で封を受け、

昌成の中津転封については

要枢の地をあずけたまふよし面命あり。 地を加増あり、十万石に列す。昌成弱年といへども、 奥平大膳大夫昌成は、丹後国宮津より豊前中津に移り、 門地を思召 一万石の

という記述が、譜代としての奥平氏の立場と豊前中津の歴史地理的立地 重要性をうかがわせるに充分であろう。

0

は六万二○○○石に過ぎなかった。 内に三郡で二万石強の飛地が含まれているために、 十万石の所領のうちには、筑前国怡土郡の一万七〇〇〇石弱、備後国 ただ、奥平氏の中津領域は、若干の特殊性をもっていた。すなわち、 城附地の豊前国内

収公され、天領に組み込まれていた領域から加えられた。 この六万石のうち、四万石は、旧封小笠原長邕の遺領を受けたもの 残る二万石は、先の元禄十一年に八万石から四万石に滅封の際、

をもって、先述した「譜代・天領体制」完成期とするのである。 氏は、昌敦・昌鹿・昌男・昌高(以下略)と世襲して、明治を迎えた。 以上の経過、つまり小笠原四万石の解体、奥平八万石の成立の時期 この状態を、先の図式を更に補完的に示すと

深溝松平氏島原領 小笠原氏小倉領 豊前・豊後国境域 ─→能見松平氏杵築領 奥平氏中津領 中津地区 府内地区 国東地区 →細川氏肥後領 (飛地) 中川氏岡領 (飛地) 木下氏日出領 宇佐地区

稲葉氏臼杵領 —→毛利氏佐伯領

D Ш **©** H ⊕ = 譜代 ⊗≡天第 ③大給見 ①深達

すべて譜代領もしくは天領として領有され、府内以南においても大野 宇佐・国東・速見・大分に至る海岸部は、僅少な外様領を除く以外、 知られる。 の比較的信任厚い外様大名によって飛地として領有されていることが 川河口部の重要拠点は、岡中川氏(外様)・細川氏という徳川氏にとって この様に見て来ると、小倉地区を基点として、南下をはじめ、中津・

点を見て行こう。 杵築藩松平氏及び府内藩松平氏の占めた位置は大きい。 こうした、譜代・天領体制の布設の中で、天領は問題外としても、 次にその問題

親盈・親貞・親賢・親明・親良・親貴と世襲して明治を迎えた。 正保二年、杵築に入封した松平英親のあとは、重栄・重休・親純

勤め、 これら各代藩主のうち、二代重栄・九代親良は、 八代親明は奏者番に任ぜられている。 幕府の寺社奉行を

寺社奉行を、第十代近説は、幕末期の多難な時期に若年寄・寺社奉行 近形・近俦・近義・近訓・近信・近説と世襲されるが、第三代近禎は 府内に入った大給松平氏では、初代忠昭のあと、近陳・近禎・近貞

を勤めた。 の最高位を占め、奏者番を兼務する場合が普通であった。 周知の如く、幕府における寺社奉行は、将軍直属の要職で、

笠原氏(行長、老中・老中格)の例を最高とし、それも幕末期に限られ、 記の杵築松平重栄(元禄九年~一五年)、府内松平近禎(正徳元年~享保十年) 寺社奉行としては、肥前松浦藩の松浦壱岐守棟(元禄期)を除けば、先 九州地域の大名で、国守在任中に幕閣の要職を勤めた家では、唐津藩の小

われ、又、譜代大名としての立場からか、参勤交代にともなう在国と 府内松平氏や杵築松平氏は、在国中「長崎御用」を勤めたものと云

などが目立っている。

月重休の参勤の時期について幕府への伺いに対して幕府から いたものらしい。すなわち、例えば、杵築藩二代・重休の宝永五年十 在京は、交互になされ、そのいずれかが必ず在国する様に配慮されて

豊後府内候松平対馬守近禎在着以後、 参勤あるべきの旨、 仰せ出

ついてみて来た。 で補完しようとする幕府の意図が、大きく左右しているらしいことに 的立地に基づく重要性がからみ、これを天領及び譜代大名の配置体制 及び豊後東北部の分割支配の推移の主軸は、この地域の歴史的、 ない為に、杵築松平氏の在国を強要したものであったらしい。 命じられているが、これは府内松平近禎が寺社奉行の任にあり、下国でき と見え、正徳元年十一月の伺いに対しても、「来年六月参勤すべし」と 以上、寛永九年、細川氏の肥後転封にともなって始まる、豊前 地理 玉

これら譜代藩は、ともどもに勤王の旗色を鮮明化することに遅く、む 幕藩体制草創期の施策が効を奏した数少ない例として評価されてよか しろ佐幕的に行動しなければならなかったが、これはとりもなおさず、 いわゆる「薩長土肥」の外様藩を主導とする幕末期反幕運動に際し、

すでに藤野保氏の多くの論述があり、 九州地域における幕藩体制成立にかかわる根幹的問題については、 本小稿もそれを基調とするもの

その地域の歴史性・地理性にいや応なしに規制される。東九州地域に は不可能であろう。 おける藩政の展開の究明もこの基本問題を度外視しては、 を改めて検討してみる予定でいる。各地域における近世史の展開は、 こうした東九州地域の各譜代藩の藩政の展開の様子については、 正確な解決 稿

①九州全域で、江戸期を通じて、譜代系譜に属する大名は僅かながら見られる 系の松平氏及び、小笠原氏・奥平氏に焦点をしぼった。 が、ここでは問題を東九州に限定したため比較的長期政権を維持した徳川直

②伊東多三郎『幕藩体制』第二章―三。

③後藤重巳「藩制成立期における二・三の問題点」 **【別府大学紀要】第**二三

④『寛政重修諸家譜』第三・小笠原系図参照。

「能見家御由緒」別府大学文学部所蔵史料。

「寛政重修諸家譜」第三、**『藩翰譜**』など。

6 (5)

⑦この女性は、のち徳川秀忠の養女となった。 四月のことであり、細川氏はすでに豊前に入封していた。『寛政重修諸家譜』 細川忠利との婚姻は慶長十四年

第二、細川。 **『寛政重修諸家譜』第一、** 松平。

8 ⑨ 『寛政重修諸家譜』 第六、竹中。

⑩注⑦に同じ。

「執睨録」収「当地代々御領主之事」別府大学文学部所蔵史料

⑫藤野保編『九州天領の研究』収、

藤野保「九州天領の成立の展開」。『寛政重修

諸家譜』第一、松平。

1000に同じ。 ◎後藤重巳「飛地領支配における問題点」、別府大学『史学論叢』第五号。

(1)「四日市年代記」宇佐市渡辺孝氏所蔵文書

169に同じ。

10「寛政重修諸家譜」第一、「大分市史」上巻

18日出領に接する頭成地区の森領、 国東郡先端部の日向延領の飛地がある。

⑩ 「寛政重修諸家譜」 第九、奥平。 20角川『日本史辞典』収、江戸幕府組織表参照

②是永六雅「追遠拾遺」同年條。 同年條。

「九州における幕藩領主支配の特質(二二、九州文化史研究所紀要』十六号及び

「史渕」 一〇七輯収。